
プロジェクト **税効果会計**

項目 **「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」
ー公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案**

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2015年12月10日に企業会計基準適用指針公開草案第55号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）の公表を行った。本公開草案に対するコメント期間は2ヵ月であり2016年2月10日に締め切られた。本公開草案に対しては、6通のコメントレターが寄せられた。本資料は、本公開草案に対するコメントとその対応案である。

企業会計基準適用指針公開草案第 55 号

「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

企業会計基準適用指針公開草案第 55 号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」（以下「公開草案」という。）（平成 27 年 12 月 10 日公表）

2. コメント募集期間

平成 27 年 12 月 10 日～平成 28 年 2 月 10 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

企業会計基準適用指針第 27 号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」（以下「適用指針」という。）（平成●年●月●日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	有限責任あずさ監査法人
CL2	日本公認会計士協会
CL3	宝印刷株式会社 総合ディスクロージャー&IR 研究所
CL4	PwC あらた監査法人
CL5	有限責任監査法人トーマツ

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL6	佐藤 卓	朝日税理士法人

5. 主なコメントの概要とその対応

このコメント対応表は、各々のコメントを要約している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率について		
1) 制限税率と標準税率に相当の幅が生じた場合の考え方	<p>平成 27 年 12 月 24 日に閣議決定された「平成 28 年度税制改正の大綱」(以下「平成 28 年度税制改正大綱」という。)によれば、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率について、法人事業税(所得割)の制限税率は標準税率の 1.2 倍から 2 倍に引き上げるとされている。</p> <p>今回の税制改正のように制限税率と標準税率に相当の幅が生じた場合においても、超過課税による税率について、本公開草案第 7 項及び第 8 項の取扱いのままでよいか、再度検討し、適用指針で取扱いを明示して頂きたい。</p>	
2) 地方税法等に基づく税率の算定方法	<p>改正地方税法等が成立しているが改正条例が決算日以前に成立していない場合で、現在の条例では超過課税によることが規定されているときは、第 7 項(2)②イにおいて、「改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算日において成立している条例に規定されている超過課税による税率が改正直前の地方税法等の標準税率を超える差分を考慮する税率」とされている。</p> <p>これについて、本公開草案第 8 項では、(1) 改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算日において成立している条例に規定されている超過課税による税率が改正直前の地方税法等の標準税率を超える数値を加えて算定する方法と、(2) 改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算日において成立している条例に規定されている超過課税による税率における改正直前の地方税法等の標準税率に対する割合を乗じて算定する方法が示されており、さらに、本公開草案の設例 2 において、第 8 項(2)による方法により超過課税による税率を算定する場合の方法として、①地方法人特別税の税率が含まれていない事業税の税率に基づいて割合を算定する方法と、②地方法人特別税の税率が含まれている事業税率に基づいて割合を算定する方法が示されている。</p> <p>これらの方法のうち、いずれの方法も任意に選択できるのか、又はそれぞれの地方公共団体の過去の決定方法の実績等を踏まえた最も合理的な方法を選択すべきなのかを明確</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	にしてはどうか。	
開示後発事象の取扱い		
3) 開示後発事象の取扱い	決算日後において税制改正が国会で成立した場合、当該税制改正項目は開示後発事象に該当する旨、本文又は結論の背景へ明示いただきたい。	
4) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表における適用時期	中間(連結)財務諸表及び四半期(連結)財務諸表についての適用時期について、明文化されていないため、確認させていただきたい。	
5) 会計方針の変更に関する取扱い	「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」の適用が、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更となるのか、適用初年度における取扱い、及び、注記すべき事項を「適用時期等」(10項)において明らかにさせていただきたい。	
6) 複数の事業所を有する企業における取扱いを明確にすべきである。	複数の事業所を有する会社においては、代表的な事業所(例えば、本社所在地、主な所得源泉地)に適用されている税率を基に法定実効税率を算定する方法が引き続き認められることを明示すべきである。	
7) 設例ではなく参考資料として示すことが望ましい。	本公開草案の設例は、本公開草案公表日時点で適用となっている実際の税率を基に作成されているが、既に平成28年度の税制改正において税率の見直しが見込まれており、平成29年度以降も毎年税率の見直しが行われる可能性がある。また、平成29年4月1日以後開始する年度では、地方法人特別税が廃止されることも踏まえると、適用指針を汎用性	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>のあるものとするために、実際の税率に基づく数値例は適用指針の設例としてではなく、参考資料として別途示すことが望ましいと考える。</p>	
<p>8) 税効果会計の適用上関連する税法の取扱い</p>	<p>税率に限らず、税効果会計の適用上関連する税法上の規定全般について、いつの時点のものを適用するかに関する一般的な考え方を示してはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>平成28年度税制改正大綱によれば、欠損金の繰越控除について更なる見直しが示され、控除限度額は段階的に引き下げられることになる。当該引下げは、繰越欠損金を有する企業の繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす場合があると考えられる。また、他の改正点についても個別企業の繰延税金資産・負債の計上額に影響を与える可能性もあるが、このような税制改正の影響についての取扱いが明示されていない。</p> <p>例えば、平成28年度税制改正において、4月1日に改正税法が成立した場合、繰越欠損金の解消見込額の計算は、平成29年4月1日以後開始する年度に見込まれる繰越控除前の所得金額の65%（改正前）によらなければならないのか、繰越控除前の所得金額の60%（改正後）によるのか、すなわち、税率改正と同様に扱うのか、それとも修正後発事象として回収可能性の見積りに反映するのかを明確にすべきであると考えられる。</p>	
<p>9) IFRS との整合性</p>	<p>「決算日において国会で成立している税法」の解釈について、日本においては成立日が公表されるため問題とはならないと考えられますが、諸外国においては税法改正プロセスによっては解釈が問題となる可能性がありえると考えられることから、「結論の背景」において、IFRS とのコンバージェンスが図られた旨を記載することをご検討いただきたい。</p>	

以上